

厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定方針

1 計画策定の趣旨

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実するため、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することを目指し、本市の中学校部活動の地域展開に関する施策の方向性を示すため、「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画(以下「推進計画」という。)」を策定するものです。

2 推進計画策定の背景

部活動は、現行の学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記され、学校教育の一環として大きな役割を担ってきました。

現状としては、少子化が進展する中、従前と同様の体制で運営することは難しく、学校によっては存続が厳しい状況にあり、また、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、「必ずしも教員が担う必要のない業務」と位置付けられていますが、専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務める実態があり、これまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層難しくなっています。

このような中で、スポーツ庁・文化庁では、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。さらに、令和7(2025)年のスポーツ庁・文化庁が設置した地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議において、「休日の地域展開については、令和13年度までに、原則として、全ての部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指す」という考えを示しました。

これらのことを踏まえ、本市においても、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することを目指し、生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと転換(地域展開)していく必要があります。

3 推進計画の内容

- (1) 推進計画の基本的な考え方
 - ア 策定の目的
 - イ 地域クラブ活動の目指す姿
 - ウ 段階的な地域展開のスケジュール
- (2) 地域展開への体制整備の推進
 - ア 部活動地域展開に係る体制整備
 - イ 関係者間の連携体制の整備
 - ウ 市の支援体制の検討
- (3) 地域クラブの活動の基本方針
 - ア 活動内容(種目、休養日等)
 - イ 指導者
 - ウ 活動場所

- エ 地域クラブ活動における費用負担の在り方
 - オ 既存の部活動との連携の在り方
- (4) 進行管理体制

4 推進計画の位置付け

推進計画は、国のガイドラインや県の方針等を踏まえ、本市の部活動地域展開に関する方向性を示すものです。

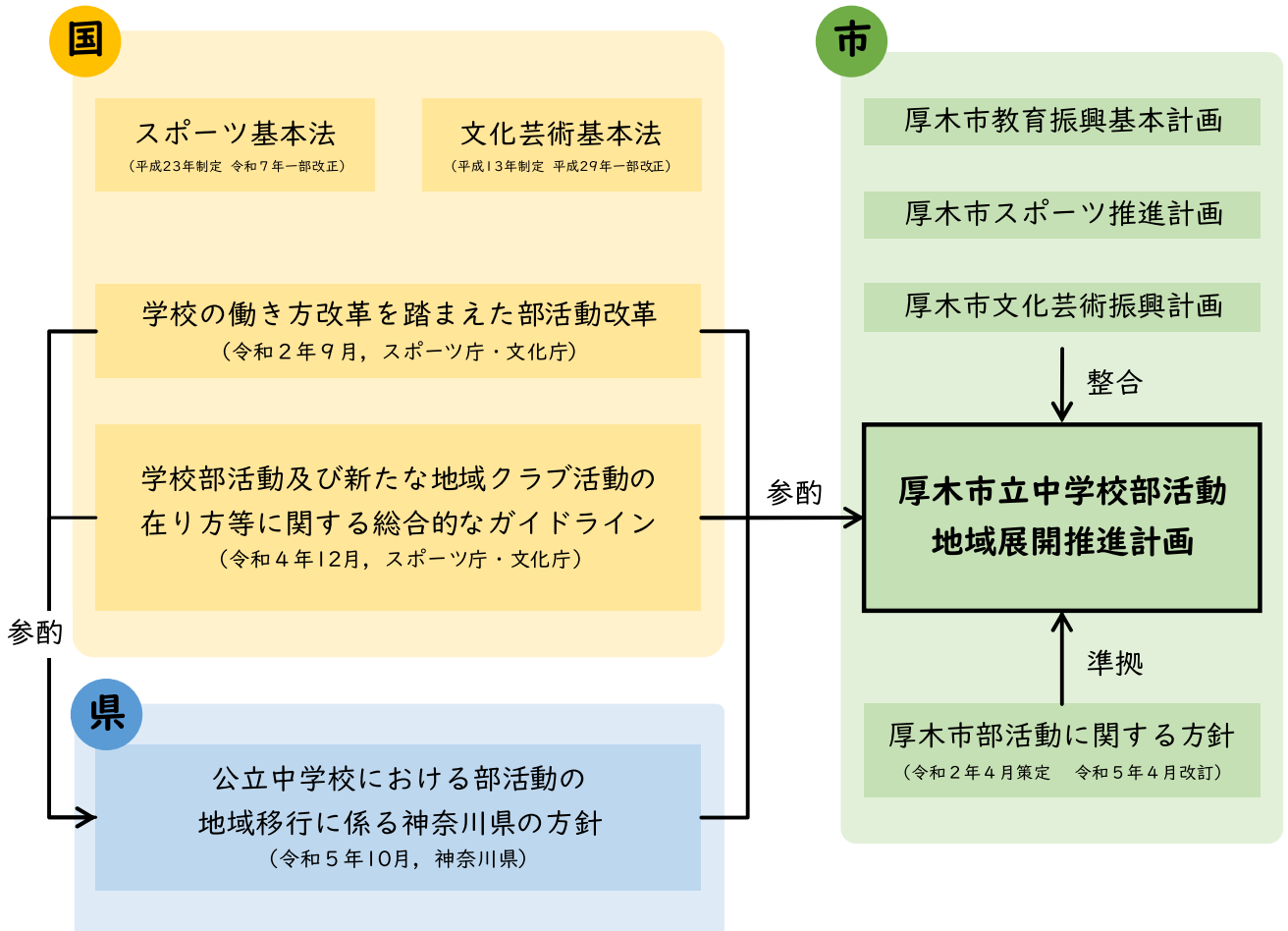


図1 計画の位置付け

5 推進計画期間

推進計画は、国が（仮称）改革実行期間と位置付ける令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

期間中は、国や県等の動向や進捗状況を踏まえ、取組を進めつつ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。なお、令和11年度以降については、（仮称）改革実行期間前期における取組の進捗状況を踏まえて、改めて見直しを行うこととします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
推進計画		前期（策定後～R10）			後期（R11～R13）		
国	改革推進期間 (R5～R7)	（仮称）改革実行期間					
		（仮称）改革実行期間前期			（仮称）改革実行期間後期		
		休日については、確実に地域展開等に着手し、できることから地域クラブ活動の実施等を進める			休日については、原則として、全ての部活動において地域展開を実現する		

図2 計画期間

6 推進計画策定に当たって考慮すべき視点

推進計画策定に当たっては、主に次の視点を考慮します。

(1) 生徒のニーズに応じた多様な体験の確保

地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できることや、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適切な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する必要があります。

(2) 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりや、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流の促進

校区の枠を越えて地域クラブに参加できる仕組み、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域がもつ良さや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながる仕組みを構築する必要があります。

(3) 学校における働き方改革の推進

休日の部活動の指導を望まない教員が、休日の部活動に従事しない仕組みを構築していく必要があります。

7 策定体制

(1) 附属機関

「厚木市中学校部活動の在り方検討委員会」

公募による市民、学識経験者や学校、スポーツ・文化団体の代表者等により構成し、推進計画の策定について、教育委員会の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

(2) 庁内検討組織

「厚木市部活動地域展開検討委員会」

関係部等の次長、課長職により構成し、推進計画の策定に関して、研究及び検討を行います。

(3) 市民参加手続

推進計画の策定に当たっては、厚木市市民参加条例に基づく意見交換会やパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。

8 進行管理

推進計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を附属機関が継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど計画の実効性を確保します。

9 策定スケジュール

策定スケジュールは、次のとおりです。

	令和6年度			令和7年度												令和8年度								
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								
策定状況																								